

防府市住生活基本計画策定委員会設置要綱

令和3年4月30日制定

(目的及び設置)

第1条 本市における住生活安定の確保と向上を図るために策定する「防府市住生活基本計画（以下基本計画という）」に関する項目について、幅広く意見を聴取するため防府市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者の中から10名以内で組織し、市長が依頼する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から基本計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庁内検討部会)

第7条 委員会の運営に関し、庁内の連携を図り、委員会の運営を補佐するため委員会に庁内検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、別表2の職にある者をもって組織する。

3 部会に会長を置き、土木都市建設部次長をもって充てる。

4 部会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

5 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者を部会に出席させることができる。

(事務局)

第8条 委員会及び部会の事務局は、土木都市建設部建築課に置く。

2 事務局長は建築課長をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分
学識経験者
公共的団体等
民間事業者等
関係行政機関
公募委員

別表第2（第7条関係）

補職名等
総務部次長、総合政策部次長、地域交流部次長、生活環境部次長、健康福祉部次長、産業振興部次長、土木都市建設部次長